

福岡県県土整備部 ICT 活用工事(港湾土木)試行要領

1 趣旨

本要領は、建設現場の生産性向上を図るため、福岡県県土整備部が発注する ICT 活用工事(港湾土木)の実施に際し、必要な事項を定める。

2 定義及び仕様

ICT 活用工事(港湾土木)とは、港湾工事において ICT 技術(港湾浚渫工を除く)を活用する工事である。

対象工種や仕様は、「福岡県県土整備部 ICT 活用工事試行要領」に準ずる。ただし、積算方法は以下に基づいて行うこと。

3 積算方法

計上時期は「福岡県県土整備部 ICT 活用工事試行要領」に準ずる。なお、見積については当該工事の受注業者からのみ徴収することとする。

【間接工事費に港湾請負工事積算基準を適用する工事】

積算方法について、『③ICT 建設機械による施工』は土木工事標準積算基準(ICT 施工)及び「福岡県県土整備部 ICT 活用工事試行要領」の別表1に示す積算要領に基づき実施する。

『①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品及び外注経費等』については見積り提出を求めて実施するものとする。

【間接工事費に土木工事標準積算基準書を適用する工事】

積算方法について、「福岡県県土整備部 ICT 活用工事試行要領」の6 ICT 施工技術に係る工事費の積算(1)積算技術に基づき実施するものとする。

附 則

この試行要領は、令和8年10月1日から施行する。